

自然災害の発生に際して発出された国通知(抜粋)

1 東日本大震災関係

番号	日付	題名	概要
1	平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について	<p>現段階で考えられる要援護者への対応等について発出するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設や介護老人保健施設を福祉避難所とし、避難生活が必要となった要援護者を受け入れることは差し支えない。 ・受け入れる施設においては日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れても差し支えない。
2	平成 23 年 3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 11 日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について ・ 被害応急対策に関する基本方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系、短期入所系及び通所系事業所のサービス利用については災害等による定員超過利用が認められる。その際の介護報酬や運営基準等については柔軟な取扱いを可能とする。 ・被災のため利用者負担に困難を生じている者については介護保険法第 50 条又は第 60 条に基づき保険者判断により利用者負担を減免できる。 ・被災のため第 1 号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第 142 条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができる。
3	平成 23 年 3 月 12 日	東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより介護サービス事業所に提示できない場合、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとする。 ・要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)については、下記の取扱いとする。 ・新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サ

			<p>ービス費等を支給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の新規及び更新等の申請を行う者が、上記の事情により被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる。 ・既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常のを介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる。 ・要介護認定の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる。
4	平成 23 年 3 月 13 日	東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて(通知)	被災地域から転入した転出証明書を提出できない住民については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること等の手段を講じて転入届を受理すること。(これにより地域密着型サービスの利用が可能となる。)
5	平成 23 年 3 月 14 日	東京電力株式会社及び東北電力株式会社による輪番停電にかかる要介護者等への対応について	電力需給のひっ迫時には社会福祉施設等も計画停電の対象となるが、介護サービスの円滑な提供のため先に発出した通知のとおり柔軟な対応を行うこと。
6	平成 23 年 3 月 16 日	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護について、平成 23 年 3 月 11 日以前に主治医の指示書の交付を受けている等一定の条件を満たす場合には訪問看護指示書に記載された有効期間を超えた場合であっても介護報酬を算定できる。 ・避難所や避難先の家庭等で生活している者に対して訪問看護を提供した場合についても、一定の条件を満たす場合には介護報酬を算定できる。
7	平成 23 年 3 月 17 日 平成 23 年 3 月 22 日 平成 23 年 3 月 23 日 平成 23 年 3 月 24 日 平成 23 年 4 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて(平成 23 年 3 月 17 日) ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて(平成 23 年 3 月 	国が指定する対象地域に住所を有し、財産に著しい損害を受けた又は収入が著しく減少した被保険者につき、被保険者本人の申し立てに基づき、当面の間支払を猶予する取扱いとする。

	平成 23 年 4 月 22 日 平成 23 年 4 月 28 日 平成 23 年 5 月 16 日	<p>22 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて(平成 23 年 3 月 23 日) ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて(平成 23 年 3 月 24 日) ・「東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて(第 2 版)」の送付について ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて(平成 23 年 4 月 22 日) ・「東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて(第 3 版)」の送付について ・東日本大震災による被災者に係る利用料等の取扱いについて 	
8	平成 23 年 3 月 17 日	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格認定の取扱いの際、当該被災被保険者についての確認は、当該被災市町村と連絡を取ることにより行うが、被災市町村と連絡を取ることができない場合、被災市町村における介護保険の被保険者証の確認、被災被保険者に対する聞き取りなどの方法により認定を行って差し支えない。 ・当該被災被保険者の被災市町村における課税状況等の確認に際して被災市町村と連絡を取ることができない場合、課税状況等が判明するまでの間、保険料を賦課しないこととして差し支えない。
9	平成 23 年 3 月 17 日 平成 23 年 8 月 30 日 平成 24 年 2 月 27 日 平成 24 年 8 月 29 日 平成 25 年 2 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規程に基づき、同条第 1 項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について ・添付資料 	平成 23 年 3 月 11 日から同年 8 月 30 日までの間に有効期限が満了する次の事項について、特定被災区域内に事業所を有する者又は居住地を有する者については、その有効期間を平成 23 年 8 月 31 日まで延長する。(以降数回にわたり延長あり) <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護サービス事業者の指定

		<ul style="list-style-type: none"> ・概要一覧 ・東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の施行について ・東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について ・東日本大震災の被害者の食品衛生法第 52 条第 1 項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について ・東日本大震災の被害者の食品衛生法第 52 条第 1 項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設の許可 ・介護支援専門員証
10	平成 23 年 3 月 18 日	東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて	東北地方太平洋沖地震に伴い被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足することで人員基準を満たすことができなくなる場合についても、介護報酬や運営基準等については柔軟な取扱いを可能とする。
11	平成 23 年 3 月 22 日	東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地においては、居宅介護支援事業者等と連携しつつ必要なサービス提供に繋がるよう支援をお願いする。 ・居宅介護支援等に係る基準及び報酬上の取扱いについて、介護支援専門員 1 人あたり担当数が基準を超えた場合など、通常時は介護報酬が減算される状況であっても減算を行わないなど柔軟な取扱いが認められる。 ・モニタリングについて、電話等により本人又は家族へ確認したことを居宅介護支援経過へ記録することをもって可能とする等の柔軟な取扱いを認める。
12	平成 23 年 3 月 23 日	被災地の社会福祉施設等におけるインフルエンザ等の感染症対策の一層の徹底について	・ライフラインの寸断による断水や暖房使用停止等により季節性インフルエンザや胃腸性感染症などのまん延が懸念されるため、各施設で可能な限り対策を

			<p>行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政備蓄の抗インフルエンザ薬を避難所だけでなく社会福祉施設においても使用可能としているため適切に対応すること。
13	平成 23 年 3 月 24 日	要介護者等の避難所等への搬送について	<p>被災地では様々な制約があるものの、特に状態の悪い要介護者等の生命と安全を確保するため、次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬送時には医療関係者が帯同する、医療機関等との連携体制を確保する。 常備する医薬品を携行する。 介護サービス提供記録等により要介護者の状態や使用医薬品情報を伝達する。
14	平成 23 年 3 月 28 日	高齢者の要援護者の避難所等における適切な支援について	<p>避難所での生活が長期に及び認知症の方への影響が懸念されることから、次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所等における認知症の方や家族への支援のための資料を送付するので避難所支援に当たる職員への周知や避難所での掲示を行うこと。 災害対策基本法に基づく心のケアチームを活用すること。
15	平成 23 年 3 月 29 日	東北地方太平洋沖地震による避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について	<p>避難所におけるいわゆる「生活不活発病」の発症が危惧されるため、本通知の添付資料やマニュアルに基づき、保健師等により避難所での保健指導、介護予防等を行うこと。</p>
16	平成 23 年 3 月 29 日	福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知について(依頼)	<p>原子力発電所事故による放射線の影響を懸念するあまり、福島県からの避難者であることのみを理由に受入拒否を行うなどの過剰な対応を行わないこと。</p>
17	平成 23 年 4 月 1 日	被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について	<p>避難所等で生活している高齢者等向けに「避難所でも介護サービスの利用は可能」「被保険者証が手元になくても介護サービスの利用は可能」等の情報提供リーフレットを作成したので適宜活用すること。</p>
18	平成 23 年 4 月 5 日 平成 23 年 4 月 22 日	・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて	<p>平成 23 年 3 月 サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、サービス提供記録が滅失又は毀損してい</p>

	平成 23 年 5 月 30 日 平成 23 年 6 月 21 日 平成 23 年 7 月 21 日 平成 23 年 8 月 23 日 平成 24 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(4月サービス提供分) ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(5月サービス提供分) ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(6月サービス提供分) ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(7月サービス提供分) ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(8月サービス提供分) ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(通常の方法による請求) 	<p>る場合であっても概算請求を行うことができる等の特例を設ける。</p> <p>以降、平成 23 年 7 月のサービス提供分まで概算請求の措置延長がされ、平成 23 年 8 月のサービス提供分からは通常どおりの請求に戻された。その際、通常どおりの請求が困難な事業所については、審査支払機関との個別協議の上で請求方法を決定することとされた。</p>
19	平成 23 年 4 月 11 日	社会福祉施設等の停電に係る入所者に関する注意喚起等について	医療機器メーカーと相談の上で停電時においても在宅療養患者への医療の提供ができるだけ支障なく行われるようにすること。4月7日にあった余震と思われる地震で停電があり人工呼吸器等を利用している高齢者が死亡したことを受けての通知。
20	平成 23 年 4 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に伴い障害者及び高齢者が預金通帳を紛失した場合等における預金の払い戻しについて ・別添 	震災により預金通帳や印鑑を紛失した場合であっても適切な本人確認を行った上で預金払い戻しができるように各金融機関へ依頼しているため、預金の払い戻しを希望する高齢者がいる場合、必要に応じて支援者が同行するなど適切な支援をお願いする。
21	平成 23 年 4 月 18 日	避難所等における介護保険サービス確保のための取扱いについて	<p>介護サービス確保のための通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村を超えて避難した要介護者については、従前の要介護度で介護給付を受けることができる。 ・新たに介護サービスが必要な場合は自治体間の調整により避難先で要介護認定を受けることができる。 ・介護支援専門員 1 人当たりのケアプラン作成件数が 40 件を超えても減額を行わない。 等
22	平成 23 年 4 月 22 日	東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行について	特定被災区域内に所在する基準該当訪問看護事業所に配置すべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤換算で 1 以上とすること。当該措置は平成 24 年 2 月 29

			日までの間で厚生労働大臣が実情を勘案して定める日まで有効。
23	平成 23 年 4 月 26 日	福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知について(再依頼)	原子力発電所事故に伴う計画的避難区域等からの避難者に対し、これらの地域からの避難者を受け入れても既存の利用者や職員に健康上の被害が生じるおそれはないので、放射線の除染証明書の提示を求めるなどの条件を付したりしないこと。
24	平成 23 年 4 月 27 日 平成 23 年 7 月 14 日 平成 23 年 7 月 19 日 平成 23 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について ・ 被災地における介護等のサポート拠点に係る取組(1)(介護保険最新情報 Vol. 219) ・ サポート拠点等の被災者支援における弁護士会等との連携について ・ 被災地における介護等のサポート拠点に係る取組(2)(介護保険最新情報 Vol. 232) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、デイサービス、情報支援、配食サービス等の生活支援、地域交流スペースなどの機能を有する「サポート拠点等」を設置することが有効と考えられるので資料を送付する。 ・ 以降、宮城県及び岩手県のサポート拠点の情報を発信した。 ・ 被災者の生活再建に際して財産等に係る相談の増加が予想されることから、サポート拠点の機能として、弁護士会等と連携した出張相談等も検討してもらいたい。
25	平成 23 年 4 月 27 日	被災された高齢者及び障害者における成年後見制度の利用等について	被災した高齢者及び障害者には、義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要になった人や、成年後見人等が被災して必要な支援が受けられなくなった人がいると想定される。必要に応じて市町村、地域包括支援センター、家庭裁判所への連絡等の協力をお願いする。
26	平成 23 年 4 月 28 日	東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することの特例について	東日本大震災の被害が極めて甚大であることに鑑み、社会福祉法人の所轄庁と事前協議を行った上で要件を満たす場合は、特例的に社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することを認める。
27	平成 23 年 5 月 2 日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の介護保険関係規定等の施行について	東日本大震災で被災した社会福祉施設や被保険者に対する財政支援を行うための法令が施行された旨の通知
28	平成 23 年 5 月 6 日	被災地における円滑な介護保険サービス提供のためのリーフレットについて	被災地の介護サービス事業者向けに、円滑な介護サービスの提供等のために必要な情報をとりまとめたリー

			フレットを作成したので活用されたい。
29	平成 23 年 5 月 12 日	東日本大震災に関する要介護認定事務の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医に意見を求めることが困難な状況もあると考えられることから、主治医に代わり、市町村から委嘱を受けた嘱託医等や避難所を巡回している医師等が主治医意見書に記載を行っても差し支えない。その場合、傷病名、一次判定に必要な項目及び特記すべき事項等、要介護認定に必要と考えられる項目に限定した記載でも可とする。 ・介護認定審査会の委員の確保が困難な場合には、保健、医療又は福祉の学識経験者であり、認定調査等の介護保険事務に従事していない市町村の職員を委員に委嘱することが可能。今般の震災により、委員の確保が困難な市町村については、当該市町村の嘱託医、保健師及び社会福祉主事資格を有している者等を委員として委嘱することが可能。 ・介護認定審査会の委員の定数は 5 人を標準としているが委員の確保が困難な場合などは委員の定数を 3 人とすることが可能。また、審査会の開催形式も、合議形式ではなく資料持ち回りとするなども可能。
30	平成 23 年 5 月 16 日 平成 23 年 6 月 10 日 平成 23 年 6 月 27 日 平成 23 年 6 月 30 日 平成 23 年 7 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した介護保険被保険者に対する利用料の免除等の運用について ・一部の市町村に住所を有する介護保険の被保険者に係る免除証明書等の取扱い等について ・「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」の一部改正について ・東日本大震災により被災した介護保険被保険者に対する介護保険施設等の食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて ・東日本大震災に係る食費及び居住費等に関する補助の適用期間の取扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した被保険者に対する介護サービスの利用料免除、支払済の利用料の還付、食費及び居住費等に対する補助等につき、対象者や申請手続き等を示したものの。 ・原子力発電所事故を受けて内閣総理大臣の指示により避難又は退避を行っていたが平成 23 年 4 月 22 日に指示の解除対象となった人については、平成 23 年 6 月末日までの介護サービスについて利用料免除を適用する。 ・食費及び居住費等に関する補助の適用期間については、被災地の現状に鑑み平成 23 年 9 月以降も当分の間継続する。

31	平成 23 年 5 月 16 日	東日本大震災による被災者に係る被保険者の提示等及び地方自治体における第 5 期介護保険事業(支援)計画及び老人福祉計画の弾力的な策定について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 7 月 1 日以降は、原則として通常どおり被保険者証を提示することにより資格確認を行うので、被保険者証を消失した者に対し再交付を受けるよう周知してもらいたい。 被災自治体における平成 24 年度からの第 5 期介護保険事業計画の策定については、実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。
32	平成 23 年 5 月 20 日	東日本大震災の被災者等に対する要介護認定等の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 通常の要介護認定等の事務手続きを行うことができるようになるまでに一定の期間を要することが見込まれるが、要介護認定等の申請後に暫定ケアプランに基づく介護サービスの利用を行い、暫定ケアプラン策定時に設定した仮の要介護状態区分と認定結果の要介護状態区分が異なる場合、事業者に支払う介護報酬や利用者負担の調整等が必要になるなどの課題がある。暫定ケアプランによる介護サービスの利用が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス費等による介護サービスの利用を積極的に活用すること。また、特例居宅介護サービス費等の活用にあたり、本人の同意を得ること等の原則的取扱いが困難である場合には柔軟な取扱いが可能であること。 介護状態区分を見立てる際には、認定調査を実施し一次判定ソフトを活用するといった方法も考えられる。また、介護サービスの提供にあたっては、可能な限りケアプランに準じたサービス提供プランを作成することが望ましいが、当該ケアプラン作成に係る費用については、特例居宅介護サービス計画費等を算定して差し支えない。
33	平成 23 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及 	被災地等で実際に更新申請ができるようになるまでに、更新申請の件数が積み重なることにより、災害が落ち着いた後の事務処理が膨大となることが予想され、また、暫定ケアプランの利用時と同様に、過去に遡って

		び要支援認定有効期間の特例に関する疑義解釈について	費用調整等が必要になることがあるなどの課題があることから、災害救助法が適用された市町村の被保険者に係る要介護・要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で市町村が定める期間を合算(有効期間を延長)することができる。
34	平成23年6月17日 平成23年8月1日 平成23年8月17日 平成23年10月20日 平成23年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費の負担限度額認定等の運用等について 東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限の延長期間の変更について(平成23年8月1日) 東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限の延長期間の変更について(平成23年8月17日) 東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限の延長期間の変更について(平成23年10月20日) 東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限の延期期間の変更について(平成23年12月20日) 	<ul style="list-style-type: none"> 本通知別表で定める保険者においては、平成23年8月1日からの介護保険施設等の食費及び居住費の負担限度額認定について、現在の認定有効期限の延長、前々年所得による認定や被災者の簡易申告による認定を可能とする。 高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給に係る所得判定について、前々年所得による判定や被災者の簡易申告による判定を可能とする。
35	平成23年6月30日	東日本大震災により被災した被保険者に対する利用者負担の免除等の措置に係る7月1日以降の取扱いの周知について	平成23年7月1日から、一部の保険者を除き被災者の介護サービス利用に係る被保険者証や利用料に係る免除証明書等の提示が必要となる。リーフレットを作成したので周知に際して活用されたい。
36	平成23年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に係る緊急時避難準備区域の解除に伴う取扱いについて リーフレット 	原子力発電所事故に伴い設定された緊急時避難準備区域に居住していたために避難している者については、平成23年9月30日付けの緊急時避難準備区域の設定の解除後も、被災地の状況等を踏まえ、当分の間避難指示の対象となっている者とみなして保険料又は利用者負担等の減免措置を継続しても差し支えない。
37	平成23年10月14日	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する指定事務の柔軟な取扱いについて(岩手	複数の市町村から被災者を受け入れる場合、その都度、被災者受入事業所が直近の情報を記載した指定申請書

		県、宮城県及び福島県宛て)	を作成しなければならず事務負担が膨大となり得ることから、今後、被災者が避難先の市町村で地域密着型サービス事業所を利用しようとする場合の指定事務の取扱いについては、当該被災者受入事業所が所在する市町村(以下「受入先市町村」という。)から指定を受けた際の指定申請書の写しで代替し、受入先市町村が期日を定める等により市町村間で連携を図った上で、一定期間経過後に統一的に事後の確認を行う等の対応を図り、被災地における地域密着型サービスの円滑な利用の促進を図られたい。
38	平成 23 年 12 月 21 日	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく要介護認定等の事務の取扱いに関する疑義解釈について	避難者に対して特例的に行う要介護認定事務に係る疑義解釈を発出したもの。
39	平成 24 年 2 月 9 日 平成 24 年 4 月 23 日 平成 25 年 2 月 13 日 平成 24 年 7 月 24 日 平成 24 年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について(平成 24 年 2 月 9 日) ・リーフレット(平成 24 年 2 月 9 日) ・東日本大震災に係る避難指示区域等の見直しに伴う取扱いについて ・平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて ・平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料の減免措置に対する財政支援に関する Q&A 等について ・東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について(平成 25 年 2 月 13 日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の被災者に対する利用者負担減免、保険料減免については本通知に記載の期日まで延長する。 ・介護保険施設等の食費及び居住費の減免措置は平成 24 年 2 月 29 日までとする。 ・平成 24 年 3 月 30 日の警戒区域又は避難指示区域の見直し前に、警戒区域の設定に係る内閣総理大臣の指示の対象となっていた者又は計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた者については、見直し後も、被災地の状況等を踏まえ、引き続き財政支援の対象者とみなして、利用者負担及び保険料の減免措置に対する国からの財政支援を継続する。 ・特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者については、特定避難勧奨地点の解除後においても、被災地の状況等を踏まえ、引き続き財政支援の対象者とみなして、利用者負担及び保険料の減免措置に対する国からの財政支援を継続することとする。

			<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いは次のとおりとする。 ・原子力発電所事故により避難指示等の対象となっている被保険者の利用者負担及び保険料についてのみ減免を行う。 ・従前は読み替えて対処していた免除証明書について、有効期限が切れた免除証明書は無効として取扱う。 ・全域が避難指示等対象地域である町村については、引続き平成 24 年 10 月 1 日以降も被保険者証の提示をもって利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の提示に代えることができる。
40	平成 24 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に対処するための要介護及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について(平成 24 年 3 月 30 日) ・東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について(平成 24 年 9 月 28 日) ・東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行等について(平成 25 年 3 月 28 日) 	災害救助法が適用された市町村の被保険者の要介護認定有効期間について、現在の期間に 12 か月を合算する。